

不利益処分の処分基準

処 分 の 内 容		墓地、納骨堂若しくは火葬場の施設の改善整備、使用制限若しくは使用禁止の命令又は許可の取消し
根拠法令及び条項		墓地、埋葬等に関する法律第19条
所 管 部 課 係 名		市民生活部環境課環境保全係
処 分 基 準	関 係 条 項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 墓地、埋葬等に関する法律第10条第2項 ・ 新座市墓地、埋葬等に関する法律施行条例第3条から第9条まで、第10条第2項及び第11条から第16条まで ・ 新座市墓地、埋葬等に関する法律施行細則第3条から第5条まで、第7条、第8条及び第10条から第21条まで
	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定</p> <p>条例制定後、該当する違反事例がほとんど無いこと及び違反の内容により、どの程度の不利益処分を行うか法令等において具体的な基準が無いため。</p>
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成 年 月 日設定（平成 年 月 日最終変更）